

会 議 結 果

会 議 名	岡崎西尾地域広域化ブロック会議
日 時	平成 26 年 11 月 11 日 (火) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分
場 所	岡崎市 東庁舎 4 階第二来賓室
出 席 者	委 員・・・岡崎市長 内田 康宏 (会長)、西尾市長 榊原 康正 (副会長) 幸田町長 大須賀 一誠 (監事) 事務局・・・岡崎市環境部ごみ対策課
傍 聴 者	報道機関 1 社のみ
議 題 等	下記のとおり
結 果 等	<p>1 報告事項</p> <p>報告第 1 号 岡崎西尾地域広域化ブロック会議の経緯 ・別添資料「報告第 1 号」のとおり。</p> <p>2 議題</p> <p>協議第 1 号 広域新施設稼働時期について</p> <p>【協議結果】</p> <p>各施設とも既存のごみ焼却施設の延命化を図り、平成 42 年度に岡崎市八帖クリーンセンター 1 号炉及び西尾市クリーンセンターを統合した広域新施設の供用開始を目指す。ただし、既存のごみ焼却施設の稼働状況及びライフサイクルコストについては、常に注視していく。</p> <p>協議第 2 号 広域処理品目及び広域新施設の処理対象物について</p> <p>【協議結果】</p> <p>広域新施設で広域処理を行っていく品目は、「ごみ焼却施設で処理を行う物」とする。</p> <p>協議第 3 号 組織体制（一部事務組合・事務の委託等）について</p> <p>【協議結果】</p> <p>広域新施設での組織体制は、法人の設立を必要としない簡便な体制のうち、広域新施設を立地し運営していく自治体に対し、広域処理を行う品目の処理を委託する「事務の委託」を第一優先とする。</p> <p>ただし、今後、地方自治法の改正や、国、県の動向等の社会状況が大きく変化した場合や民間活力を導入する場合には、この限りでない。</p> <p>協議第 4 号 剪定枝等の広域処理について</p> <p>【協議結果】</p> <p>剪定枝等の広域処理については、リサイクルが可能か協議することとなったが、各市とも搬入量の増加に伴い、剪定枝等の処理における問題解決が喫緊の課題となっており、岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画として長期の問題解決を図っていくにはなじまないため、広域処理を行わず、各市町により対応することとする。</p>

協議第5号 広域新施設の立地場所選定について

【協議結果】

広域新施設の立地エリアは、地域住民の利便性、収集・運搬の効率性などの立地選定の諸条件及び前期更新施設の岡崎市中央クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討する。

3 今後の協議事項

- ・別添資料「今後の協議事項」のとおり。